



福岡医発第2580号(地)

令和3年 1月 4日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

今冬のインフルエンザ総合対策の推進について

今般、標記の件につきまして、厚生労働省において、「令和2年度今冬のインフルエンザ総合対策について」が取りまとめられると同時に、「令和2年度インフルエンザQ&A」が作成され、福岡県においても別添のとおりインフルエンザ対策を実施する旨、福岡県保健医療介護部より通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知協力方よろしくお願いいたします。

記

・「令和2年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」ホームページ
厚生労働省：

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>)

福岡県：

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seasonal-flu-package.html>)

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

2 疾病第 4 9 5 6 号
令和 2 年 1 2 月 9 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県薬剤師会長
公益社団法人福岡県看護協会会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)



令和 2 年度今冬のインフルエンザ総合対策の推進について (依頼)

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、インフルエンザ対策の推進について、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、本県においても総合対策を推進するため、別紙のとおりインフルエンザ対策を実施しますので、貴会会員に周知いただくとともに、引き続き、医療機関における院内感染防止対策の徹底等の取組について御協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 「令和 2 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」 ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html> (厚生労働省)
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seasonal-flu-package.html> (福岡県)

【担当】

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 金子

TEL : 092-643-3597

FAX : 092-643-3331

各医師会通知



令和2年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課

1 はじめに

この冬のインフルエンザの流行シーズンに備え、厚生労働省において「令和2年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」が取りまとめられ、公表されました。

この総合対策を踏まえて、本県においても、広く関係者を含めた県民の皆様に対してインフルエンザ対策を呼びかけていきます。

厚生労働省によると、季節性インフルエンザのウイルスには、A/H1N1亜型（平成21年に流行した新型インフルエンザと同じもの）、A/H3N2亜型（いわゆる香港型）、B型の3つの種類があり、いずれも流行の可能性があると言われています。流行しやすい年齢層は種類によって多少異なりますが、全ての年齢の方がインフルエンザに注意する必要があります。

県では、家庭、学校、職場、医療機関や社会福祉施設等の施設において、インフルエンザ対策が推進されるよう、関係機関と連携・協力して以下の具体的対策に取り組めます。

2 具体的対策

(1) インフルエンザの予防・治療に関する正しい知識の普及啓発

① 専用ホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」を開設(がん感染症疾病対策課)

県及び福岡県感染症情報センターのホームページ内に、インフルエンザに関する情報等を掲載した専用のページ「今冬のインフルエンザ総合対策」及び「福岡県インフルエンザ関連情報」を開設します。

・今冬のインフルエンザ総合対策(県ホームページ)

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seasonal-flu-package.html>

・福岡県インフルエンザ関連情報(福岡県感染症情報センター)

http://www.fihs.pref.fukuoka.jp/~idsc_fukuoka/seasonal_flu/index.html

② 広報・テレビ等のマスメディアや市町村等を通じた情報提供・正しい知識の普及啓発(がん感染症疾病対策課)

広報、報道発表、マスメディアのほか、施設等を所管する庁内の関係課、市町村等の関係機関を通じて、様々な媒体により県民に対する情報提供や正しい知識の普及啓発を図ります。

(2) 関係機関等における円滑な対応の確保

① インフルエンザQ&Aや啓発資材の提供等(がん感染症疾病対策課)

保健福祉（環境）事務所、庁内の関係課、市町村、県医師会、県薬剤師会、県医薬品卸業協会、学校、施設等の関係機関等に対して「令和2年度インフルエンザQ&A（厚生労働省作成）」や啓発資材を提供するなどして、円滑な対応の確保を図ります。

② インフルエンザ相談窓口の設置(保健福祉(環境)事務所)

県民からの相談に対応するための相談窓口を各地域の保健福祉(環境)事務所(県内9か所)に設置します。

③ インフルエンザ治療薬の安定的な供給(薬務課)

県内におけるこれらの医薬品等の流通状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて、医薬品卸業者に対して随時流通状況を確認します。

(3) 流行状況の提供

福岡県医師会や学校等の関係機関と連携してインフルエンザ発生状況等を把握し、逐次、報道発表やホームページに掲載すること等により、県民に対して、流行状況を提供します。

① インフルエンザ定点医療機関からの患者報告数の状況(がん感染症疾病対策課、福岡県感染症情報センター)

県内198のインフルエンザ定点医療機関から報告されるインフルエンザの発生状況について、福岡県医師会の協力を得て情報収集を行うとともに、収集した情報を分析し、感染症週報として公表しています。(毎週、原則として金曜日に公表)

○週ごとの感染症発生状況に関する県からのお知らせ

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/idwr2020.html>

○週ごとの患者報告数等の発生状況

http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~idsc_fukuoka/idwr.html

② 学校等における学級閉鎖、学年閉鎖、休校(臨時休業)の状況(がん感染症疾病対策課、教育担当部局等)

・県内(保健所を設置する市を除く。)の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、インフルエンザ様疾患による臨時休業が実施された場合に、学校・施設数・インフルエンザ様疾患で休んでいる学童等の人数を、各学校等及び県教育担当部局等の協力に基づき情報収集し公表します。

③ インフルエンザ流行レベルマップ(福岡県感染症情報センター)

インフルエンザ流行状況を地図上に表示し、注意喚起を行います。

http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~idsc_fukuoka/idwr/idwr-fl.html

④ 過去5年間の流行状況グラフ(福岡県感染症情報センター)

過去5年間のインフルエンザの流行状況を分かりやすくグラフにまとめて公開しています。

http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~idsc_fukuoka/idwr/idwr-f4.html

(4) 予防接種の実施体制の確保等

① 円滑な実施のための情報提供(がん感染症疾病対策課)

市町村等に対して、予防接種を円滑に実施するために必要な情報等を提供します。

② ワクチンの安定供給(薬務課、がん感染症疾病対策課)

インフルエンザの予防接種を安定的に実施していくためには、インフルエンザワクチンの安定供給が必要となります。そのため、県内におけるワクチンの流通状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて、医薬品卸業者に対して随時流通状況を確認します。

○季節性インフルエンザワクチンの供給について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000669964.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686802.pdf>

③ インフルエンザの予防接種を受けることができる医療機関に関する情報の提供(医療指導課)

「ふくおか医療情報ネット」ホームページにより、県民に対して、インフルエンザワクチンの接種が可能な医療機関に関する情報を提供しています。

(ふくおか医療情報ネットホームページ)

<http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/qq/qq40gnmenult.asp>

※ 「医療機関を探す」→「いろいろな条件で医療機関を探す」から検索することができます。

(5) 施設内感染防止対策の推進

① 社会福祉施設等における感染防止対策(がん感染症疾病対策課、関係各課、保健福祉環境事務所)

関係機関を通じて「インフルエンザ施設内感染予防の手引き(平成25年11月改訂)」を、高齢者等のインフルエンザに罹患した場合に重症化しやすい方が多く入居・入所している高齢者の入所施設等に周知し、感染予防を普及させます。

なお、高齢者の入所施設等においてインフルエンザの流行が発生した場合には、県は、必要に応じて、当該施設等の協力を得て調査を実施し、感染拡大の原因等を把握することなどにより今後の施設内感染の再発防止を図ります。

② 医療機関における感染防止対策(がん感染症疾病対策課、医療指導課、保健福祉環境事務所)

関係機関を通じて「インフルエンザ施設内感染予防の手引き(平成25年11月改訂)」及び「医療機関における院内感染対策マニュアル作成のための手引き」等を医療機関に周知するとともに、必要に応じて、インフルエンザについての院内感染防止に関する指導を行います。

(6) 「咳エチケット」等の普及啓発(がん感染症疾病対策課)

他の人への感染を防ぐため、「咳エチケット」をキーワードとした普及啓発活動を行い、手洗いの徹底、十分な休養、バランスのとれた栄養摂取、マスクの着用、人混みにおいて咳をする際の注意点について呼びかけることとします。

- 外出後の手洗いを行いましょう。
- 十分な休養、バランスのとれた栄養摂取など体調管理を行いましょう。
- 急な発熱、咳やのどの痛み、全身の倦怠感などの症状があらわれた場合は、早めに医

療機関を受診しましょう。

- 咳・くしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合には、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1メートル以上離れましょう。
- 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。
- 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

※ 咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布製マスクの使用が推奨されます。

※ マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。

(7) 対策推進に関する会議の開催(がん感染症疾病対策課)

○ 感染症危機管理対策委員会の開催

必要に応じて、インフルエンザ対策の実施、ワクチン・治療薬・診断キット等の安定供給等に関して、当該委員会の委員から意見を聴き、本県のインフルエンザ対策の一層の推進を図っていきます。

健感発 1 1 1 8 第 5 号
令和 2 年 1 1 月 1 8 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

今冬のインフルエンザ総合対策の推進について

インフルエンザは、毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えている我が国最大の感染症の一つです。

また、近年、学校や高齢者施設における集団感染、高齢者の死亡等の問題が指摘され、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題となっています。

これから、新型コロナウイルス感染症が発生している中で、インフルエンザの流行期を迎えるにあたり、厚生労働省においては、今般、別添のとおり「令和 2 年度今冬のインフルエンザ総合対策について」を取りまとめ、本総合対策に基づいて各般の施策を実施していくこととし、併せて「令和 2 年度インフルエンザ Q & A」を作成しました。貴管内区市町村、関係機関及び関係団体に対する周知及びインフルエンザ予防対策の徹底方、よろしくお取り計らい願います。

さらに、インフルエンザ対策は、衛生主管部局のみならず、民生主管部局、教育主管部局等を含めた総合的な取組や、医師会等の関係団体との密接な連携が重要であり、積極的な情報提供等に御協力ください。

令和 2 年度

今冬のインフルエンザ総合対策について

令和 2 年度(2020-2021)について

1. はじめに

2. 感染防止について

- (1) 「咳エチケット」について
- (2) 予防接種について
- (3) 高齢者の入所施設等における感染防止対策の推進

3. 情報提供

- (1) 流行状況
- (2) ワクチン・治療薬等の確保の状況

4. 予防・啓発の取組

- (1) 専用ホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」を開設
- (2) インフルエンザ予防の啓発ツールを作成し、電子媒体形式で提供
- (3) インフルエンザ Q & A の作成・公表等
- (4) 相談窓口の設置

1. はじめに

この冬のインフルエンザの流行に備え、「今冬のインフルエンザ総合対策」を取りまとめ、国や地方自治体がインフルエンザ対策に取り組むとともに、広く国民の皆様にインフルエンザに関する情報を提供し、適切な対応を呼びかけることといたしました。

季節性インフルエンザのウイルスには、A (H1N1) 亜型（平成 21 年に流行した新型インフルエンザと同じ亜型）、A (H3N2) 亜型（いわゆる香港型と同じ亜型）、2 系統の B 型の 4 つの種類があり、いずれも流行の可能性があります。流行しやすい年齢層はウイルスの型によって多少異なりますが、今年も、全ての年齢の方がインフルエンザに注意する必要があります。

国民の皆様におかれましては、以下を参考にして、御家庭や職場などにおいて、適切に対応していただくようお願いいたします。

2. 感染防止について

- (1) 「咳エチケット」について

厚生労働省は、他の人への感染を防ぐため、「咳エチケット(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>)」をキーワードとした普及啓発活動を行い、マスクの着用や人混みにおいて咳をする際の注意点について呼びかけることとします。

- 咳・くしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュや腕の内側などで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れましょう。
- 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨て、手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに手を洗いましょう。
- 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

※咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布（ふしょくふ）製マスクの使用が推奨されます。

※マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。

※咳エチケットを心掛けることは、周囲にウイルスをまき散らさない効果があるだけでなく、周りの人を不快にさせないためのマナーにもなります。

（２）予防接種について

インフルエンザワクチンの予防接種には、発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果があり、特に高齢者や基礎疾患のある方など、罹患すると重症化する可能性が高い方には効果が高いと考えられます。

予防接種の接種回数については、13歳以上の方は、1回接種を原則としています。ワクチンの添付文書には「13歳以上のものは1回または2回注射」と記載されていますが、健康な成人の方や基礎疾患（慢性疾患）のある方を対象に行われた研究から、インフルエンザワクチン0.5mLの1回接種で、2回接種と同等の抗体価の上昇が得られるとの報告があります。ただし、医学的な理由により、医師が2回接種を必要と判断した場合は、その限りではありません。なお、定期の予防接種は1回接種としています。

なお、定期の予防接種の対象となる方は以下の通りです。

1. 65歳以上の方
2. 60～64歳で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

これらの方は、定期の予防接種として、1回のインフルエンザワクチン接種を受けることが可能です。

（３）高齢者の入所施設等における感染防止対策の推進

高齢者等のインフルエンザに罹患した場合の高危険群の方が多く入所・入居している高齢者の入所施設等においては、まずは、施設内にインフルエンザウイルスが持ち込まれないようにすることが重要です。したがって、厚生労働省は日本医師会感染症危機管理対策室とともに、インフルエンザウイルスの高齢者の入所施設等への侵入の阻止と、侵入した場合のまん延防止を目的とした標準的な手引書「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」を各施設に普及していきます。

なお、インフルエンザに対する高危険群に属する方が多く入所・入居している高齢者の入所施設等においてインフルエンザの流行が発生した場合には、都道府県等は、当該施設等の協力を得て調査を実施し、感染拡大の経路、感染拡大の原因の特定などを行うことにより、今後の施設内感染の再発防止に役立てることが重要であり、厚生労働省は、都道府県等から調査の実施に当たって協力要請があった場合には、積極的に対応します。

また、厚生労働省は、医療機関に対しても、以下の手引き等を参考に、インフルエンザについての院内感染防止に関する指導をいっそう徹底するよう努めることとします。

[インフルエンザ施設内感染予防の手引き]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

[医療機関における院内感染対策マニュアル作成のための手引き 等]

https://janis.mhlw.go.jp/material/material/Ver_6.02_本文_170529.pdf

３．情報提供

（１）流行状況

厚生労働省は、「今冬のインフルエンザ総合対策」ページにインフルエンザ発生状況等（発生動向情報、インフルエンザ様疾患発生報告情報など）を逐次掲載し、更新します。流行状況を踏まえた対策の実施にお役立てください。

① 厚生労働省からの毎週の報道発表

以下の情報について、毎週、原則として金曜日に報道発表します。

[インフルエンザに関する報道発表資料]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/houdou.html>

（ア）インフルエンザ定点報告情報

各都道府県が選定した全国約 5,000 か所のインフルエンザ定点医療機関から報告されるインフルエンザの発生状況について、情報収集を行うとともに、集められた情報を分析し、提供・公開します。

（イ）インフルエンザ様疾患発生報告（学校休校情報）

全国の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においてインフルエンザ様疾患

による学級・学年・学校閉鎖が実施された場合に、その施設数及びその時点においてインフルエンザ様疾患で休んでいる学童等の数を、各学校等及び各都道府県教育担当部局の協力に基づき収集し、提供・公開します。

(ウ) インフルエンザ入院患者情報

各都道府県が選定した全国約 500 か所の基幹定点医療機関から報告されるインフルエンザの入院患者の状況について、情報収集を行うとともに、集められた情報を分析し、提供・公開します。

② その他の関連情報提供

(ア) インフルエンザ流行レベルマップ

インフルエンザ流行状況の注意報・警報を地図上に表示し、注意喚起を行います。

[インフルエンザ流行レベルマップ]

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-map.html>

(イ) 流行状況の過去 10 年間との比較グラフ

過去 10 年間と今年のインフルエンザの流行状況を比較してグラフに表示し公開します。

[インフルエンザ過去 10 年間との比較グラフ]

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-m/813-idsc/map/130-flu-10year.html>

(ウ) 感染症発生動向調査週報 (IDWR)

感染症の発生状況の情報を、分析し、提供・公開します。

[感染症発生動向調査週報ダウンロード]

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/idwr-dl/2020.html>

(エ) インフルエンザ関連死亡迅速把握 (関連死亡情報)

インフルエンザの流行が死亡者数に与える影響について監視を行うためインフルエンザ関連死亡の把握を行うための調査を行うことを予定しています。

(オ) 各シーズンのインフルエンザに関するまとめ

シーズンの流行状況に関する迅速なまとめを各シーズン終了時期に公表しています。

「今冬のインフルエンザについて (2019/20 シーズン)」

<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/influ/fludoco1920.pdf>

「今冬のインフルエンザについて (2018/19 シーズン)」

<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/influ/fludoco1819.pdf>

「今冬のインフルエンザについて (2017/18 シーズン)」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku->

[kansenshou01/dl/fludoco1718.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/dl/fludoco1718.pdf)

「今冬のインフルエンザについて（2016/17 シーズン）」

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/dl/fludoco1617.pdf)

[kansenshou01/dl/fludoco1617.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/dl/fludoco1617.pdf)

（２）ワクチン・治療薬等の確保の状況

ワクチン・治療薬等の今シーズンの供給予定量は、以下のとおりです。

※2018/19 シーズンの推計受診者数は 1,201 万人でした。

① インフルエンザワクチン

今シーズンの供給予定量（令和 2 年10月現在）は、成人で約6,600回分（約3,322万本）となります。昨年度の推計使用量は約2,825万本でした。なお、ワクチンの効率的な使用と安定供給を推進するため、今後の対応として、

① 13 歳以上の者が接種を受ける場合には医師が特に必要と認める場合を除き「1 回注射」であることを周知徹底する

② 必要量に見合う量のワクチンを購入すること等を徹底することとしています。

※1 回分は、健康成人 1 人分の接種量に相当します。

また、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があります。このため、専門家の方々にご議論いただいた結果を踏まえ、ワクチンの優先的な接種に関して、

- ・ 10月1日以降、予防接種法に基づく定期接種の対象者の方（65歳以上の高齢者等）で接種を希望される方は早めに接種を行っていただき、それ以外の方は10月26日まで接種をお待ちいただくこと
- ・ 10月26日以降は、医療従事者、基礎疾患を有する方、妊婦、生後6ヶ月から小学校2年生までの方で、接種を希望される方は早めに接種を行っていただくことを呼びかけています。

※呼びかけに関する詳細やリーフレットは、こちらのウェブサイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekaku-kansenshou18/index_00011.html

② 抗インフルエンザウイルス薬

今シーズン（2020 年 10 月～2021 年 3 月）の供給予定量（2020 年 9 月末日現在）は約 3,019 万人分で、それぞれについては以下のとおりです。昨シーズン（2019 年 10 月～2020 年 3 月）の供給量は約 731 万人分でした。

- ア タミフル（一般名：オセルタミビルリン酸塩 中外製薬）
約 325 万人分
- イ リレンザ（一般名：ザナミビル水和物 グラクソ・スミスクライン）
約 194 万人分
- ウ ラピアクタ（一般名：ペラミビル水和物 塩野義製薬）
約 65 万人分
- エ イナビル（一般名：ラニナミビルオクタン酸エステル水和物 第一三共）
約 1,100 万人分
- オ ゾフルーザ（一般名：バロキサビル マルボキシル 塩野義製薬）
約 611 万人分
- カ オセルタミビル（一般名：オセルタミビルリン酸塩 沢井製薬）
約 724 万人分

③ インフルエンザ抗原検出キット（迅速タイプ）

今シーズン（2020 年 9 月～2021 年 3 月）の供給予定量（2020 年 8 月末現在）は約 2,811 万回分です。昨シーズン（2019 年 9 月～2020 年 3 月）の供給量は約 2,273 万回分でした。

4. 予防・啓発の取組

（１）専用ホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」を開設

厚生労働省のホームページに、インフルエンザに関する情報等を掲載した専用のページ「今冬のインフルエンザ総合対策」を開設します。

[インフルエンザ（総合ページ）]

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuenza/index.html

※参考 [国立感染症研究所 感染症疫学センター：インフルエンザとは]

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>

（２）インフルエンザ予防の啓発ツールを作成し、電子媒体形式で提供

厚生労働省は、「今冬のインフルエンザ総合対策」ページにインフルエンザ予防のための啓発ツールを作成し、電子媒体形式（PDF ファイル）で掲載・提供します。

啓発ポスターは、厚生労働省 公式版と、コラボレーション版を作成し、ホームページに掲載し、インフルエンザについて関心を持っていただき、正しい理解と啓発に努めます。

都道府県、医療機関、学校、職場等におかれましても、適宜ダウンロードしてご活用いただき、インフルエンザ予防啓発の呼びかけにご協力をお願いいたします。

※今年度は新規にポスター作成は行いません。平成 29 年度のポスターをご活用ください。

[インフルエンザ 啓発ツール]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

(3) インフルエンザ Q&A の作成・公表等

厚生労働省と国立感染症研究所感染症疫学センター、日本医師会感染症危機管理対策室は、毎年インフルエンザの流行シーズンに寄せられる質問項目の中で、頻度の高いものを整理し、これらを Q&A にまとめ、「今冬のインフルエンザ総合対策」ページで公表しています。

また、パンフレット等を活用し、インフルエンザ感染対策を推進していきます。

[インフルエンザ Q&A (令和 2 年度)]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

(4) 相談窓口の設置

厚生労働省は、インフルエンザを始めとした感染症の一般的予防方法、流行状況や予防接種の意義、有効性、副反応等に関する国民の皆様の疑問に的確に対応するため、「感染症・予防接種相談窓口」を開設します。具体的な対応は以下のとおりです。

○感染症・予防接種相談窓口

電話番号：03-5276-9337（午前 9 時～午後 5 時 ※土日祝日、年末年始を除く）

※行政に関する御意見・御質問は受け付けておりません。

※本相談窓口は、厚生労働省が業務委託している外部の民間会社により運営されています。

令和2年度インフルエンザ Q&A

【インフルエンザ総論】

Q1 インフルエンザと普通の風邪はどう違うのですか？

一般的に、風邪は様々なウイルスによって起こりますが、普通の風邪の多くは、のどの痛み、鼻汁、くしゃみや咳等の症状が中心で、全身症状はあまり見られません。発熱もインフルエンザほど高くなく、重症化することはあまりありません。

一方、インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が比較的急速に現れるのが特徴です。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られます。お子様ではまれに急性脳症を、御高齢の方や免疫力の低下している方では二次性の肺炎を伴う等、重症になることがあります。

Q2 インフルエンザはいつ流行するのですか？

季節性インフルエンザは流行性があり、いったん流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が広がります。日本では、例年12月～3月が流行シーズンです。

Q3 季節性インフルエンザと新型インフルエンザはどう違うのですか？

A型のインフルエンザはその原因となるインフルエンザウイルスの抗原性が小さく変化しながら毎年世界中のヒトの間で流行しています。これが季節性インフルエンザです。

一方、新型インフルエンザは、時としてこの抗原性が大きく異なるインフルエンザウイルスが現れ、多くの国民が免疫を獲得していないことから、全国的に急速にまん延することによって起こります。新型インフルエンザは、いつどこで発生するのかは、誰にも予測することは困難です。しかし、ひとたび発生すれば、国民の生命及び健康、医療体制、国民生活や経済全体に大きな影響を与えかねません。

過去に流行した新型インフルエンザは、大正7-8（1918-1919）年（スペインインフルエンザ）、昭和32-33（1957-1958）年（アジアインフルエンザ）、昭和43-44（1968-1969）年（香港インフルエンザ）、平成21-22（2009-2010）年（新型インフルエンザA（H1N1）pdm2009）に発生しました（pdm：パンデミック）。しかし、世界に流行が広がり、多くの国民が新型インフルエンザに対して免疫を獲得するにつれ、このような新型インフルエンザも、季節的な流行を繰り返すようになってきました。新型インフルエンザA（H1N1）pdm2009についても、平成23（2011）年4月からは、季節性インフルエンザとして扱われることになりました。

Q4 平成25（2013）年春に中国で発生した、鳥インフルエンザA（H7N9）の現況を教えてください。

鳥インフルエンザA（H7N9）は、平成25（2013）年4月から夏にかけて、また11月から平成26（2014）

年 5 月にかけて中国で多数の感染者が報告されました。それ以降、冬季に感染者が報告されていますが、平成 29（2017）年から平成 30（2018）年の感染者数は大幅に減少しています。世界保健機関（WHO）は、令和 2（2020）年 7 月 10 日現在、1,568 人の感染者が確認されていると報告しています。内訳では、中国（香港及びマカオを含む）からの報告が 1,560 症例、台湾からの報告が 5 症例です。また、中国からの輸入症例として、マレーシアで 1 症例及びカナダで 2 症例の報告がありました。感染症例の詳細は、WHO のウェブページで知ることができます。

[世界保健機関（WHO）： Avian influenza A(H7N9) virus（鳥インフルエンザ(H7N9) ウイルス）]

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/influenza_h7n9/en/

現在まで、持続的なヒトからヒトへの感染は確認されていませんが、限定的なヒトからヒトへの感染が疑われたことは指摘されており、今後も引き続き注意が必要です。詳しい情報や最新のリスクアセスメントについては、国立感染症研究所ウェブページを御覧ください。

[国立感染症研究所：インフルエンザ A（H7N9）]

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flua-h7n9.html>

Q5 平成 21（2009）年に流行した、新型インフルエンザの状況を教えてください。

平成 21（2009）年 4 月に新型インフルエンザ A（H1N1）pdm2009 ウイルスがメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも多くの人々が免疫を持っていなかったため、同年秋季を中心に大規模な流行となりました。発生後、一年余で約 2 千万人が罹患したと推計されましたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまりました。翌年には、新型インフルエンザ A（H1N1）pdm2009 ウイルスに加え、A 香港型や B 型のインフルエンザウイルスも流行しており、季節性インフルエンザとは異なる時期に大きな流行が発生する等の特別な状況は確認されませんでした。

このような状況を踏まえ、厚生労働省は、平成 23（2011）年 3 月 31 日の時点において「新型インフルエンザ」と呼ばれていたインフルエンザ A（H1N1）pdm2009 ウイルスについて、季節性インフルエンザとして取り扱うこととし、対応も季節性インフルエンザの対策に移行しました。

Q6 現在国内で流行しているインフルエンザウイルスはどのような種類ですか？

インフルエンザの原因となるインフルエンザウイルスは、A 型、B 型、C 型に大きく分類されます。このうち大きな流行の原因となるのは A 型と B 型です。

近年、国内で流行しているインフルエンザウイルスは、A（H1N1）亜型、A（H3N2）亜型（香港型）と B 型の 3 種類です。このうち、A（H1N1）亜型のウイルスは、ほとんどが平成 21（2009）年に発生した H1N1pdm ウイルスです。A（H1N1）亜型のウイルスの中でも、平成 21（2009）年より前に季節性として流行していたもの（A ソ連型）は、平成 21（2009）年のインフルエンザ（H1N1）pdm09 ウイルス発生後は検出されていません。

これらの 3 種類のインフルエンザウイルスは、毎年世界中で流行を繰り返していますが、流行するウイルス型や亜型の割合は、国や地域で、また、その年ごとにも異なっています。日本国内におけ

る流行状況の詳細は、国立感染症研究所感染症疫学センターのウェブページを御覧ください。

[国立感染症研究所 感染症疫学センター：インフルエンザとは]

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>

Q7 世界でのインフルエンザの流行状況を教えてください。

インフルエンザは、地域によって時期は異なりますが、世界中で流行が見られます。一般的には、温帯地方では冬季（南半球では6～9月）に流行が見られます。熱帯・亜熱帯地方では国や地域により様々で、年間を通じて低レベルの発生が見られる地域や、複数回流行する地域もあります。流行するウイルスの種類は地域によって差はありますが、大きく違いません。世界における流行状況は、WHOのウェブページ等で知ることができます。

[世界保健機関（WHO）：Influenza updates（インフルエンザ最新情報）]

http://www.who.int/influenza/surveillance_monitoring/updates/en/

Q8 インフルエンザの世界的大流行（パンデミック）の歴史について教えてください。

インフルエンザの流行は歴史的にも古くから記載されていますが、科学的に確認されているのは1900年頃からで、毎年の流行に加えて数回の世界的大流行が知られています。

中でも、大正7（1918）年から流行した「スペインインフルエンザ（原因ウイルス：A（H1N1）亜型）」による死亡者数は全世界で2,000万人とも4,000万人ともいわれ、日本でも約40万人の犠牲者が出たと推定されています。

その後、昭和32（1957）年には「アジアインフルエンザ（A/（H2N2）亜型）」が、昭和43（1968）年には「香港インフルエンザ（A（H3N2）亜型）」が、そして最近では平成21（2009）年に「インフルエンザA（H1N1）pdm09」が世界的な大流行を起こしています。

【インフルエンザの予防・治療について】

Q9 インフルエンザにかからないためにはどうすればよいですか？

インフルエンザを予防する有効な方法としては、以下が挙げられます。

1) 流行前のワクチン接種

インフルエンザワクチンは、感染後に発症する可能性を低減させる効果と、発症した場合の重症化防止に有効と報告されており、日本でもワクチン接種をする方が増加する傾向にあります。

[【インフルエンザワクチンの接種について】] を参照

2) 外出後の手洗い等

流水・石鹸による手洗いは手指など体についたインフルエンザウイルスを物理的に除去するために有効な方法であり、インフルエンザに限らず接触や飛沫感染などを感染経路とする感染症の対策の基本です。インフルエンザウイルスにはアルコール製剤による手指衛生も効果があります。

3) 適度な湿度の保持

空気が乾燥すると、気道粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。特に乾燥しやすい室内では、加湿器などを使って適切な湿度（50～60%）を保つことも効果的です。

4) 十分な休養とバランスのとれた栄養摂取

体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を日ごろから心がけましょう。

5) 人混みや繁華街への外出を控える

インフルエンザが流行してきたら、特に御高齢の方や基礎疾患のある方、妊婦、体調の悪い方、睡眠不足の方は、人混みや繁華街への外出を控えましょう。やむを得ず外出して人混みに入る可能性がある場合には、ある程度、飛沫感染等を防ぐことができる不織布（ふしょくふ）製マスクを着用することは一つの防御策と考えられます。

Q10 インフルエンザにかかったかもしれないのですが、どうすればよいのですか？

① 人混みや繁華街への外出を控え、無理をして学校や職場等に行かないようにしましょう。

② 咳やくしゃみ等の症状のある時は、家族や周りの方へうつさないように、飛沫感染対策としての咳エチケットを徹底しましょう。

インフルエンザの主な感染経路は咳やくしゃみの際に口から発生される小さな水滴（飛沫）による飛沫感染です。

たとえ感染者であっても、全く症状のない（不顕性感染）例や、感冒様症状のみでインフルエンザウイルスに感染していることを本人も周囲も気が付かない軽症の例も少なくありません。したがって、周囲の人にうつさないよう、インフルエンザの飛沫感染対策としては、

1. 普段から皆が咳エチケットを心がけ、咳やくしゃみを他の人に向けて発しないこと
2. 咳やくしゃみが出るときはできるだけ不織布製マスクをすること。とっさの咳やくしゃみの際にマスクがない場合は、ティッシュや腕の内側などで口と鼻を覆い、顔を他の人に向けてないこと
3. 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨て、手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに手を洗うこと

などを守ることを心がけてください。

③ 安静にして、休養をとりましょう。特に、睡眠を十分にとることが大切です。

- ④ 水分を十分に補給しましょう。お茶でもスープでも飲みたいもので結構です。
- ⑤ 高熱が出る、呼吸が苦しいなど具合が悪ければ早めに医療機関を受診しましょう。

また、小児、未成年者では、インフルエンザの罹患により、急に走り出す、部屋から飛び出そうとする、ウロウロと歩き回る等の異常行動を起こすおそれがあります。自宅で療養する場合、インフルエンザと診断され治療が開始された後、少なくとも2日間は、小児・未成年者が一人にならないなどの配慮が必要です（Q15を参照）。

※不織布製マスクとは

不織布とは「織っていない布」という意味です。繊維あるいは糸等を織ったりせず、熱や化学的な作用によって接着させて布にしたもので、これを用いたマスクを不織布製マスクと言います。

Q11 インフルエンザの治療薬にはどのようなものがありますか？

インフルエンザに対する治療薬としては、下記の抗インフルエンザウイルス薬があります。

- ・オセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル等）
- ・ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）
- ・ペラミビル水和物（商品名：ラピアクタ）
- ・ラニナミビルオクタン酸エステル水和物（商品名：イナビル）
- ・アマンタジン塩酸塩（商品名：シンメトレル等）（A型にのみ有効）
- ・バロキサビル マルボキシル（商品名：ゾフルーザ）

ただし、その効果はインフルエンザの症状が出始めてからの時間や病状により異なりますので、使用する・しないは医師の判断になります。

抗インフルエンザウイルス薬の服用を適切な時期（発症から48時間以内）に開始すると、発熱期間は通常1～2日間短縮され、鼻やのどからのウイルス排出量も減少します。なお、症状が出てから2日（48時間）以降に服用を開始した場合、十分な効果は期待できません。効果的な使用のためには用法、用量、期間（服用する日数）を守ることが重要です。

アマンタジン塩酸塩はA型にのみ有効で、ほとんどのインフルエンザウイルスが耐性を獲得しており、使用の機会は少なくなっています。

バロキサビル マルボキシルについては、薬剤耐性等の観点から、一般社団法人日本感染症学会と日本小児科学会が以下の趣旨の提言を出しています。

- （1）12歳未満の小児では、慎重に投与を検討する（積極的な投与を推奨しない）。
- （2）免疫不全患者や重症患者では、単独での積極的な投与は推奨しない。

参考：一般社団法人日本感染症学会

http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/guidelines/191024_teigen.pdf

参考：日本小児科学会

http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/2019-2020_influenza_all.pdf

Q12 薬剤耐性インフルエンザウイルスとはどのようなものですか？

薬剤耐性インフルエンザウイルスとは、本来有効である抗インフルエンザウイルス薬が効かない、あるいは効きにくくなったウイルスのことです。この薬剤耐性ウイルスは、インフルエンザウイルスが増殖する過程において特定の遺伝子に変異が起こることにより生じると考えられています。

薬剤耐性インフルエンザウイルスは、本来有効である治療薬に対し抵抗性を示しますが、他のインフルエンザウイルスと比較して病原性や感染性が強いものは今のところ確認されていません。また、薬剤耐性ウイルスに対してワクチンが効きにくくなることもありません。

Q13 抗インフルエンザウイルス薬に耐性化したウイルスは国内で流行していますか？

毎年、日本では、国立感染症研究所と全国の地方衛生研究所が中心となってタミフルやリレンザなどの抗インフルエンザウイルス薬に耐性をもつウイルスの調査を行っています。詳しくは国立感染症研究所のウェブページを御覧ください。

[[国立感染症研究所 抗インフルエンザ薬剤耐性株サーベイランス](http://www.nih.go.jp/niid/ja/influ-resist.html)]

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/influ-resist.html>

抗インフルエンザウイルス薬に耐性化したウイルスが検出される割合は、1～10%程度です。これらのウイルスの多くは、抗インフルエンザウイルス薬にて治療を行った後、採取されたウイルスです。

現時点では、平成 21 (2009) 年に大流行したインフルエンザ A (H1N1) pdm2009 でのタミフル耐性株の発生頻度は低く、また、分離されている耐性株のほとんどはリレンザやイナビルによる治療が有効であることが確認されています。インフルエンザ B における薬剤耐性率は、他の型に比較して、いずれの薬剤に対しても低いことが報告されています。引き続き薬剤耐性株サーベイランスを行い、発生動向を注視することとしています。

Q14 抗インフルエンザウイルス薬の服用後に、転落死を含む異常行動が報告されていると聞きましたが、薬が原因なのでしょうか？

抗インフルエンザウイルス薬の服用後に異常行動（例：急に走り出す、部屋から飛び出そうとする、ウロウロするなど）が報告されています。また、これらの異常行動の結果、極めてまれですが、転落等による死亡事例も報告されています。

抗インフルエンザウイルス薬の服用と異常行動との因果関係は不明ですが、これまでの調査結果などからは、

- ・ インフルエンザにかかった時には、抗インフルエンザウイルス薬を服用していない場合でも、同様の異常行動が現れること、
 - ・ 服用した抗インフルエンザウイルス薬の種類に関係なく、異常行動が現れること、
- が報告されています。

以上のことから、インフルエンザにかかった際は、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無や種類にかかわらず、異常行動に対して注意が必要です（具体的注意は Q15 を参照）。

[[タミフルと異常行動等の関連にかかる報告書](#)]

Q15 異常行動による転落等の事故を予防するため、どのようなことに注意が必要でしょうか？

インフルエンザにかかった際は、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無や種類にかかわらず、異常行動が報告されています（Q14 を参照）。

インフルエンザにかかり、自宅で療養する場合は、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無や種類によらず、少なくとも発熱から2日間は、保護者等は転落等の事故に対する防止対策を講じて下さい。

なお、転落等の事故に至るおそれのある重度の異常行動については、就学以降の小児・未成年者の男性で報告が多いこと、発熱から2日間以内に発現することが多いことが知られています。

＜転落等の事故に対する防止対策の例＞

- ・ 玄関や全ての部屋の窓の施錠を確実に行う（内鍵、補助錠がある場合はその活用を含む）
- ・ ベランダに面していない部屋で寝かせる
- ・ 窓に格子のある部屋で寝かせる（窓に格子がある部屋がある場合）
- ・ できる限り1階で寝かせる（一戸建てにお住まいの場合）

＜異常行動の例＞

- ・ 突然立ち上がって部屋から出ようとする
- ・ 興奮して窓を開けてベランダに出て、飛び降りようとする
- ・ 自宅から出て外を歩いていて、話しかけても反応しない
- ・ 人に襲われる感覚を覚え、外に飛び出す
- ・ 変なことを言い出し、泣きながら部屋の中を動き回る

Q16 抗菌薬はインフルエンザに効果がありますか？

インフルエンザウイルスに抗菌薬は効きませんが、特に御高齢の方や体の弱っている方は、インフルエンザにかかることにより肺炎球菌などの細菌にも感染しやすくなっています。このため、細菌にもウイルスにも感染すること（混合感染）によって起こる気管支炎、肺炎等の合併症に対する治療として、抗菌薬等が使用されることはあります。

Q17 インフルエンザにかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのでしょうか？

一般的に、インフルエンザ発症前日から発症後3～7日間は鼻やのどからウイルスを排出するといわれています。そのためにウイルスを排出している間は、外出を控える必要があります。

排出されるウイルス量は解熱とともに減少しますが、解熱後もウイルスを排出するといわれています。排出期間の長さには個人差がありますが、咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、不織布製マスクを着用する等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

現在、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）では「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としています（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません）。

Q18 インフルエンザにり患した従業員が復帰する際に、職場には治癒証明書や陰性証明書を提出させる必要がありますか？

診断や治癒の判断は、診察に当たった医師が身体症状や検査結果等を総合して医学的知見に基づいて行うものです。インフルエンザの陰性を証明することが一般的に困難であることや、患者の治療にあたる医療機関に過剰な負担をかける可能性があることから、職場が従業員に対して、治癒証明書や陰性証明書の提出を求めることは望ましくありません。

Q19 児童のインフルエンザが治ったら、学校には治癒証明書を提出させる必要がありますか？

「学校において予防すべき感染症の解説〈平成 30（2018）年 3 月発行〉」によると、「診断は、診察に当たった医師が身体症状及び検査結果等を総合して、医学的知見に基づいて行うものであり、学校から特定の検査等の実施を全てに一律に求める必要はない。治癒の判断（治癒証明書）も同様である。」とされています。

なお、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」によると、「子どもの症状が回復し、集団生活に支障がないという診断は、身体症状、その他の検査結果等を総合的に勘案し、診察に当たった医師が医学的知見に基づいて行うものです。罹患した子どもが登園を再開する際の取扱いについては、個々の保育所で決めるのではなく、子どもの負担や医療機関の状況も考慮して、市区町村の支援の下、地域の医療機関、地区医師会・都道府県医師会、学校等と協議して決めることが大切になります。この協議の結果、疾患の種類に応じて「意見書（医師が記入）」又は「登園届（保護者が記入）」を保護者から保育所に提出するという取扱いをすることが考えられます。」とされています。

参考：「学校において予防すべき感染症の解説〈平成 30（2018）年 3 月発行〉」

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>

「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

【インフルエンザワクチンの接種について】

Q20 ワクチンは1回接種でよいでしょうか？

- ① **13 歳以上の方は**、1 回接種を原則としています^{（注1）}。ワクチンの添付文書には「13 歳以上のものは 1 回または 2 回注射」と記載されていますが、健康な成人の方や基礎疾患（慢性疾患）のある方を対象に行われた研究から、インフルエンザワクチン 0.5mL の 1 回接種で、2 回接種と同等の抗体価^{（注2）}の上昇が得られるとの報告があります※^{1、2}。ただし、医学的な理由により^{（注1）}、医師が 2 回接種を必要と判断した場合は、その限りではありません。なお、定期の予防接種^{（注3）}は 1 回接種としています。

- ② **13歳未満の方**は、2回接種です。1回接種後よりも2回接種後の方がより高い抗体価の上昇が得られることから、日本ではインフルエンザワクチンの接種量及び接種回数は次のとおりとなっています。なお、1回目の接種時に12歳で2回目の接種時に13歳になっていた場合でも、12歳として考えて2回目の接種を行っていただいて差し支えありません。

- (1) 6カ月以上3歳未満の方 1回 0.25mL 2回接種^(注4)
(2) 3歳以上13歳未満の方 1回 0.5mL 2回接種

- ③ 諸外国の状況について、世界保健機関(WHO)においては、ワクチン(不活化ワクチンに限る。)の用法において、9歳以上の小児及び健康成人に対しては「1回注射」が適切である旨、見解を示しています。また、米国予防接種諮問委員会(US-ACIP)も、9歳以上(「月齢6ヶ月から8歳の小児」以外)の者は「1回注射」とする旨を示しています。

- (注1) 13歳以上の基礎疾患(慢性疾患)のある方で、著しく免疫が抑制されている状態にあると考えられる方等は、医師の判断で2回接種となる場合があります。
(注2) 抗体価とは、抗原と反応できる抗体の量であり、ウイルス感染やワクチン接種により体内で産生された抗体の量を測定することで得られる値のことです。
(注3) インフルエンザワクチンの定期接種の対象者については、Q28をご参照下さい。
(注4) ②(1)について、一部のワクチンは、「1歳以上3歳未満の方 1回 0.25mL 2回接種」となります。

- ※1 平成23年度 厚生労働科学研究費補助金 新興インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業「予防接種に関するワクチンの有効性・安全性等についての分析疫学研究(研究代表者: 廣田良夫(大阪市立大学))」
※2 平成28年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金(新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「ワクチンの有効性・安全性評価とVPD(vaccine preventable diseases)対策への適用に関する分析疫学研究(研究代表者: 廣田良夫(保健医療経営大学))」

Q21 ワクチンの効果、有効性について教えてください。

インフルエンザにかかる時は、インフルエンザウイルスが口や鼻あるいは目の粘膜から体の中に入ってくることから始まります。体の中に入ったウイルスは次に細胞に侵入して増殖します。この状態を「感染」といいますが、ワクチンはこれを完全に抑える働きはありません。

ウイルスが増えると、数日の潜伏期間を経て、発熱やのどの痛み等のインフルエンザの症状が出現します。この状態を「発病」といいます。インフルエンザワクチンには、この「発病」を抑える効果が一定程度認められていますが、麻しんや風しんワクチンで認められているような高い発病予防効果を期待することはできません。発病後、多くの方は1週間程度で回復しますが、中には肺炎や脳症等の重い合併症が現れ、入院治療を必要とする方や死亡される方もいます。これをインフルエ

ンザの「重症化」といいます。特に基礎疾患のある方や高齢の方では重症化する可能性が高いと考えられています。インフルエンザワクチンの最も大きな効果は、「重症化」を予防することです。

国内の研究によれば、65 歳以上の高齢者福祉施設に入所している高齢者については 34～55%の発病を阻止し、82%の死亡を阻止する効果があったとされています^{※1}。

「インフルエンザワクチンの有効性」は、ヒトを対象とした研究において、「ワクチンを接種しなかった人が病気にかかるリスクを基準とした場合、接種した人が病気にかかるリスクが、『相対的に』どれだけ減少したか」という指標で示されます。6 歳未満の小児を対象とした 2015/16 シーズンの研究では、発病防止に対するインフルエンザワクチンの有効率は 60%と報告されています^{※2}。「インフルエンザ発病防止に対するワクチン有効率が 60%」とは、下記の状況が相当します。

- ・ ワクチンを接種しなかった方 100 人のうち 30 人がインフルエンザを発病（発病率 30%）
- ・ ワクチンを接種した方 200 人のうち 24 人がインフルエンザを発病（発病率 12%）

→ ワクチン有効率 = $\{(30 - 12) / 30\} \times 100 = (1 - 0.4) \times 100 = 60\%$

ワクチンを接種しなかった人の発病率（リスク）を基準とした場合、接種した人の発病率（リスク）が、「相対的に」60%減少しています。すなわち、ワクチンを接種せず発病した方のうち 60%（上記の例では 30 人のうち 18 人）は、ワクチンを接種していれば発病を防ぐことができた、ということになります。

現行のインフルエンザワクチンは、接種すればインフルエンザに絶対にかからない、というものではありません。しかし、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。

- ※1 平成 11 年度 厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症研究事業「インフルエンザワクチンの効果に関する研究（主任研究者：神谷齊（国立療養所三重病院））」
- ※2 平成 28 年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「ワクチンの有効性・安全性評価と VPD（vaccine preventable diseases）対策への適用に関する分析疫学研究（研究代表者：廣田良夫（保健医療経営大学））」

Q22 昨年ワクチンの接種を受けましたが今年も受けた方がよいでしょうか？

インフルエンザワクチンは、そのシーズンに流行することが予測されると判断されたウイルスを用いて製造されています。このため、昨年インフルエンザワクチンの接種を受けた方であっても、今年のインフルエンザワクチンの接種を検討して頂く方が良い、と考えられます。

Q23 乳幼児におけるインフルエンザワクチンの有効性について教えてください。

現在国内で用いられている不活化のインフルエンザワクチンは、感染を完全に阻止する効果はありませんが、インフルエンザの発病を一定程度予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。

乳幼児のインフルエンザワクチンの有効性に関しては、報告によって多少幅がありますが、概ね 20～60%の発病防止効果があったと報告されています※^{1、2}。また、乳幼児の重症化予防に関する有効性を示唆する報告も散見されます。(参考:Katayose et al. Vaccine. 2011 Feb 17;29(9):1844-9)

しかし、乳幼児をインフルエンザウイルスの感染から守るためには、ワクチン接種に加え、御家族や周囲の大人たちが手洗いや咳エチケットを徹底することや、流行時期は人が多く集まる場所に行かないようにすることなどで、乳幼児がインフルエンザウイルスへ曝露される機会を出来るだけ減らす工夫も大切です。

※1 平成 14 年度 厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症研究事業「乳幼児に対するインフルエンザワクチンの効果に関する研究(研究代表者:神谷 齊(国立病院機構三重病院)・加地正郎(久留米大学))」

※2 平成 28 年度 厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「ワクチンの有効性・安全性評価と VPD (vaccine preventable diseases) 対策への適用に関する分析疫学研究(研究代表者:廣田良夫(保健医療経営大学))」

Q24 インフルエンザワクチンの有効性が、製造の過程で低下することはあるのでしょうか？

インフルエンザワクチンは発育鶏卵を用いて製造されますが、ウイルスを発育鶏卵の中で増えやすくするためには馴化(じゅんか)させなければなりません。馴化とは、ウイルスを発育鶏卵で複数回増やし、発育鶏卵での増殖に適応させることです。このような馴化の過程で、ウイルスの遺伝子に変異が起きる場合があります。

遺伝子に変異が起きた場合、実際に流行しているインフルエンザウイルス(流行株)と、ワクチンのもとになっているインフルエンザウイルス(ワクチン株)とで、免疫への作用の程度に違い(抗原性の乖離)が認められる場合があります。しかしながら、そのような場合であっても、ヒトでは一定程度の有効性が保たれることが、疫学的な研究により明らかとなっています。この理由として、ヒトは、インフルエンザウイルスの抗原性の乖離の程度を調べるために用いられている実験動物とは異なり、毎年の流行に曝露されることで一定の交差反応性のある抗体を有しているためと考えられています。

Q25 「4 価ワクチン」とはどのようなものですか？

現在国内で広く用いられているインフルエンザワクチンは、インフルエンザウイルス A 型株(H1N1 株と H3N2 株の 2 種類)及び B 型株(山形系統株とビクトリア系統株の 2 種類)のそれぞれを培養して製造されているため、「4 価ワクチン」と呼ばれています。

Q26 インフルエンザワクチンの接種はいつ頃受けるのがよいですか？

日本では、インフルエンザは例年 12 月～4 月頃に流行し、例年 1 月末～3 月上旬に流行のピークを迎えますので、12 月中旬までにワクチン接種を終えることが望ましいと考えられます。

Q27 ワクチンの供給量は確保されていますか？

今冬のインフルエンザシーズンのワクチンの製造予定量^(注1)は、4価ワクチンに変更された平成27年度以降で最大の供給量を確保できる見込みです。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があります。このため、専門家の方々にご議論いただいた結果を踏まえ、ワクチンの優先的な接種に関して、

- ・ 10月1日以降、予防接種法に基づく定期接種の対象者の方（65歳以上の高齢者等）で接種を希望される方は早めに接種を行っていただき、それ以外の方は10月26日まで接種をお待ちいただくこと
- ・ 10月26日以降は、医療従事者、基礎疾患を有する方、妊婦、生後6ヶ月から小学校2年生までの方で、接種を希望される方は早めに接種を行っていただくこと

を呼びかけています。

なお、ワクチンの効率的な使用と安定供給を推進するため、今後の対応として、

- ・ 13歳以上の者が接種を受ける場合には医師が特に必要と認める場合を除き^(注2)「1回接種」であることを周知徹底する^(注3)
- ・ 必要量に見合う量のワクチンを購入すること等を徹底する（必要以上に早期の、又は多量の納入を求める注文を行わない等）

こととしています。

（注1）今シーズンの供給予定量（令和2年10月現在）は、成人で約6,600万回分（約3,322万本）となります。昨年度の推計使用量は約2,825万本でした。なお、1回分は、健康成人の1人分の接種量に相当します。

（注2）13歳以上の基礎疾患（慢性疾患）のある方で、著しく免疫が抑制されている状態にあると考えられる方等は、医師の判断で2回接種となる場合があります。

（注3） Q20 もご参照ください。

Q28 同一バイアルから複数回の使用が可能な製品は、いつまで使用できますか？

インフルエンザワクチンは、製品によっては、同一バイアルで複数回投与できるようにバイアル内に十分な薬液量が充填されており、複数回の使用が可能とされています。このような製品に関しては、バイアルに一度針を刺したものは、当日中に使用するよう添付文書に記載されており、製品の使用期限やワクチン取り扱い上の注意等に留意した上で、最初の吸引日時から24時間以内には使用するようにしてください。

Q29 インフルエンザワクチンを接種するにはいくらかかりますか？

インフルエンザワクチンの接種は病気に対する治療ではないため、健康保険が適用されません。原則的に全額自己負担となり、費用は医療機関によって異なります。

しかし、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期接種の対象者等については、接種費用が市区町村によって公費負担されているところもありますので、お住まいの市区町村（保健所・保健センター）、医師会、医療機関、かかりつけ医等に問い合わせさせていただくようお願いします（定

期接種の対象でない方であっても、市区町村によっては、独自の助成事業を行っている場合があります）。

【定期接種について】

Q30 予防接種法に基づく定期のインフルエンザ予防接種の対象はどのような人ですか？

以下の方々は、インフルエンザにかかると重症化しやすく、インフルエンザワクチン接種による重症化の予防効果による便益が大きいと考えられるため、定期の予防接種の対象となっています。予防接種を希望する方は、かかりつけの医師とよく相談の上、接種を受けるか否か判断してください。

(1)	65 歳以上の方
(2)	60～64 歳で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方（概ね、身体障害者障害程度等級 1 級に相当します）
(3)	60～64 歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方（概ね、身体障害者障害程度等級 1 級に相当します）

Q31 予防接種法に基づく定期のインフルエンザ予防接種は、どこで受けられますか？いくらかかりますか？

地域の医療機関、かかりつけ医等でインフルエンザワクチンの接種を受けることができますが、自治体によって実施期間や費用は異なります。インフルエンザワクチン接種可能な医療機関や地域での取組については、お住まいの市町村（保健所・保健センター）、医師会、医療機関、かかりつけ医等に問い合わせさせていただくようお願いします。

Q32 予防接種法に基づく定期のインフルエンザ予防接種は、対象者が希望すれば必ず受けられますか？

定期のインフルエンザ予防接種であっても、希望すれば必ず受けられるわけではありません。以下に該当する方は予防接種を受けることが適当でない又は予防接種を行うに際して注意を要するとされています。

予防接種を受けることが適当でない者（予防接種実施規則；昭和 33 年 9 月 17 日厚生省令第 27 号（最終改正：令和 2 年 1 月 17 日厚生労働省令第 5 号））

- ・ 明らかな発熱を呈している者
- ・ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ・ インフルエンザ予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- ・ インフルエンザの定期接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ・ そのほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

予防接種の判断を行うに際して注意を要する者（定期接種実施要領；「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について（令和2年2月4日健発0204第5号厚生労働省健康局長通知）の別紙）

- （ア） 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- （イ） 過去にけいれんの既往のある者
- （ウ） 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- （エ） 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

【副反応等について】

Q33 インフルエンザワクチンの接種によって引き起こされる症状（副反応）には、どのようなものがありますか？

免疫をつけるためにワクチンを接種したとき、免疫がつく以外の反応がみられることがあります。これを副反応といいます。季節性インフルエンザで比較的多くみられる副反応には、接種した場所（局所）の赤み（発赤）、はれ（腫脹）、痛み（疼痛）等が挙げられます。接種を受けられた方の10～20%に起こりますが、通常2～3日でなくなります。

全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気（悪寒）、だるさ（倦怠感）などが見られます。接種を受けられた方の5～10%に起こり、こちらも通常2～3日でなくなります。

また、まれではありますが、ショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、赤み（発赤）、掻痒感（かゆみ）、呼吸困難等）が見られることもあります。ショック、アナフィラキシー様症状は、ワクチンに対するアレルギー反応で接種後、比較的すぐに起こることが多いことから、接種後30分間は接種した医療機関内で安静にしてください。また、帰宅後に異常が認められた場合には、速やかに医師に連絡してください。

そのほか、重い副反応^{（注1）}の報告がまれにあります。ただし、報告された副反応の原因がワクチン接種かどうかは、必ずしも明らかではありません。インフルエンザワクチンの接種後に報告された副反応が疑われる症状等については、順次評価を行い、公表していきます。

表 インフルエンザワクチン接種後の副反応疑い報告として医師に報告が義務付けられている症状と接種から症状発生までの期間

インフルエンザ	1. アナフィラキシー	4時間
	2. 急性散在性脳脊髄炎（ADEM）	28日
	3. 脳炎・脳症	28日
	4. けいれん	7日
	5. 脊髄炎	28日
	6. ギラン・バレー症候群	28日
	7. 視神経炎	28日

8. 血小板減少性紫斑病	2 8 日
9. 血管炎	2 8 日
10. 肝機能障害	2 8 日
11. ネフローゼ症候群	2 8 日
12. 喘息発作	2 4 時間
13. 間質性肺炎	2 8 日
14. 皮膚粘膜眼症候群	2 8 日
15. 急性汎発性発疹性膿疱症	2 8 日
16. その他の反応	—

(予防接種後副反応疑い報告書より抜粋)

(注1) 重い副反応として、ギラン・バレー症候群、急性脳症、急性散在性脳脊髄炎、けいれん、肝機能障害、喘息発作、血小板減少性紫斑病等が報告されています。

Q34 インフルエンザワクチンの接種後の死亡例はありますか？

インフルエンザワクチンの接種後の副反応疑い報告において、報告医師から予防接種を受けたことによるものと疑われるとして報告された死亡例は以下のとおりです。

種別	期間	症例
新型	平成 21(2009)年 10 月～平成 22(2010)年 9 月	3 例
	平成 22(2010)年 10 月～平成 23(2011)年 3 月	4 例
季節性	平成 23(2011)年 10 月～平成 24(2012)年 5 月 21 日	0 例
	平成 24(2012)年 10 月～平成 25(2013)年 5 月 14 日	1 例
	平成 25(2013)年 10 月～平成 26(2014)年 7 月まで	1 例
	平成 26(2014)年 10 月～平成 27 (2015)年 6 月まで	3 例
	平成 27(2015)年 10 月～平成 28(2016)年 4 月まで	1 例
	平成 28(2016)年 10 月～平成 29(2017)年 4 月まで	2 例
	平成 29(2017)年 10 月～平成 30(2018)年 4 月まで	3 例

	平成 30(2018)年 10 月～平成 31(2019)年 4 月まで	0 例
	令和元(2019)年 10 月～令和 2(2020)年 4 月まで	1 例

これらの副反応疑い報告について、副反応検討部会において専門家による評価を行ったところ、死亡とワクチン接種の直接の明確な因果関係があるとされた症例は認められませんでした。また、死亡例のほとんどが、基礎疾患等がある御高齢の方でした。

資料は、厚生労働省のウェブページの下記アドレスに掲載しています。

○平成 21 年 10 月～平成 22 年 9 月分報告事例

[平成 22 年度第 2 回新型インフルエンザ予防接種後副反応検討会（平成 22 年 12 月 6 日）]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000yt0k.html>

○平成 22 年 10 月～平成 23 年 3 月分報告事例

[平成 23 年度第 1 回新型インフルエンザ予防接種後副反応検討会（平成 23 年 7 月 13 日）]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000001jqmw.html>

○平成 23 年 10 月～平成 24 年 3 月分報告事例

[平成 24 年度第 1 回インフルエンザ予防接種後副反応検討会（平成 24 年 5 月 25 日）]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000002c06s.html>

○平成 24 年 10 月～平成 25 年 3 月分報告事例

[平成 25 年度第 2 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（平成 25 年 6 月 14 日）]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000034lcq.html>

○平成 25 年 10 月～平成 26 年 7 月分報告事例

第 11 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（平成 26 年 10 月 29 日）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000063483.html>

○平成 26 年 10 月～平成 27 年 6 月分報告事例

第 16 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（平成 27 年 11 月 27 日）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000105632.html>

○平成 27 年 10 月～平成 28 年 4 月分報告事例

第 20 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（平成 28 年 7 月 8 日）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000129775.html>

○平成 28 年 10 月～平成 29 年 4 月分報告事例

第 29 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（平成 29 年 8 月 28 日）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000175581.html>

○平成 29 年 10 月～平成 30 年 4 月分報告事例

第 36 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会(平成 30 年 7 月 23 日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000208910_00002.html

○平成 30 年 10 月～平成 31 年 4 月分報告事例

第 42 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会(令和元年 8 月 30 日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06462.html

○令和元年 10 月～令和 2 年 4 月分報告事例

第 48 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会(令和 2 年 7 月 17 日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12463.html

基礎疾患がある方は、いろいろな外的要因により、病気の状態が悪化する可能性もありますので、必要に応じて、主治医及び専門性の高い医療機関の医師に対し、接種の適否について意見を求め、接種の適否を慎重に判断してください。

Q35 インフルエンザワクチンの接種によって、インフルエンザを発症することはありますか？

ありません。インフルエンザワクチンは不活化ワクチンです。不活化ワクチンは、インフルエンザウイルスの感染性を失わせ、免疫をつくるのに必要な成分を取り出して作ったものです。

したがって、ウイルスとしての働きはないので、ワクチン接種によってインフルエンザを発症することはありません。

Q36 インフルエンザワクチンの接種によって、著しい健康被害が発生した場合は、どのような対応がなされるのですか？

Q30 の回答で示した対象者の方への接種については、予防接種法に基づく定期の予防接種を受けたことによる健康被害であると厚生労働大臣が認定した場合に、予防接種法に基づく健康被害救済制度の対象となります。

救済制度の内容については、下記アドレスを御参照ください。

[予防接種健康被害救済制度]

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/kenkouhigai_kyusai/

また、予防接種法の定期接種によらない任意の接種については、ワクチンを適正に使用したにもかかわらず発生した副反応により、健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）による医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度の対象となります。

救済制度の内容については、下記を参照するか、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（TEL：0120-149-931）に御照会ください。

[医薬品副作用被害救済制度]

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

[生物由来製品感染等被害救済制度]

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/infections/0001.html>

厚生労働省では、インフルエンザをはじめとした感染症の一般的予防方法、流行状況や予防接種の意義、有効性、副反応等に関する国民の皆様の疑問に的確に対応するため、「感染症・予防接種相談窓口」を開設しています。

【感染症・予防接種相談窓口】

電話番号：03-5276-9337（午前9時～午後5時 ※土日祝日、年末年始を除く）

※行政に関する御意見・御質問は受け付けておりません。

※本相談窓口は、厚生労働省が業務委託している外部の民間会社により運営されています。